

入札説明書（郵便入札）

（仮称）エスコートセンター新築工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年7月30日

2 施主 〒311-0105 茨城県那珂市菅谷5330-73
一般社団法人weighty
代表理事 紺野 昌代

3 入札対象工事

(1) 工事名 (仮称) エスコートセンター新築工事

(2) 工事場所 ひたちなか市津田2031番31の一部、2031番37の一部、
2031番584の一部

(3) 工事概要 木造2階建て 延床面積764.85㎡、建築面積697.45㎡

建築工事 一式

電気設備工事 一式

給排水衛生設備工事 一式

空調換気設備工事 一式

防災消火設備工事 一式

外構工事 一式

※木材については、いばらき木づかいチャレンジ事業（木造化・木質化）
に適合させることとし、以下のすべてを茨城県産材とすること。

構造材（柱・横架材・小屋組等）、集成材、羽柄材等、杉羽目板

※制限解除工事は、本入札には含めない。

(4) 工期 約6月間（約120日）

※茨城県障害福祉施設整備費補助金の採択事業につき、令和6年度内に
工事完了すること。

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2
項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けている者でないこと。

(2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づき、一般競争入札参加資格の認定を
単体で受けている者であること。

(3) 建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登
載された格付け等級がS等級であること。

(4) 建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登
載された年間平均完成工事高が予定価格（税抜き）以上の者であること。

(5) 一件の規模が3億円以上の建築工事（同種又は類似の工事の内容を詳細に）につ

いて、元請として過去20年以内に施工した実績があること。

- (6) 過去20年以内に対象工事と同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を対象工事に（専任で）配置できること。
- (7) 茨城県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本店があること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 茨城県建設工事等受注者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (10) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと。
- (11) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 2(10)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
N I D O一級建築士事務所
- (2) 2(10)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当するものである。
 - ア N I D O一級建築士事務所及びその関連企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員がN I D O一級建築士事務所及びその関連企業の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 競争参加資格の確認

- (1) 対象工事の入札に参加するための入札前に入札参加資格申請手続きの審査は要しない。
- (2) 対象工事の入札に参加を希望する者は、入札書提出のときに競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各1部を入札書と同封により提出するものとする。
 - ア 申請書、資料の作成説明会
実施しない。
 - イ 申請書、資料のヒアリング
実施しない。
 - ウ 競争参加者資格の確認は、開札日現在で行い、競争参加資格確認通知書は通知しない。

7 図面及び仕様書の閲覧等

- (1) 図面及び仕様書は、次により閲覧に供する。
メールにて送付するので、次の連絡先に依頼すること。

- ・ N I D O 一級建築士事務所
- ・ e - m a i l info@nido-arch.com
- ・ F A X 番号 0296-47-5680
- ・ 掲載期間 入札公告の日から令和6年8月23日（金）
- ・ 法人事業所における閲覧は、実施しない。

(2) 図面及び仕様書に対する質問がある場合は、書面をファクシミリ又は電子メールにより行うこと。

回答は、書面を電子メールにより行う。

- ・ 書面の提出先 7（1）に同じ

8 現場説明会

- ・ 実施しない。

9 競争入札の執行の日時及び場所

- ・ 令和6年8月26日（月）午前10時から
 - ・ 場 所 一般社団法人weighty 2階会議室
- 郵便入札のため、入札参加者の立会いは行わない。
落札となるべき同額の入札をした者が二者以上あるときは、ただちに「くじ引き」の手続きを行い、落札者を決定する。

10 予定価格

- ・ 418,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

11 最低制限価格

有 ・ 無

12 入札方法等

(1) 郵送（書留、簡易書留に限る。）による入札とし、持参、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

ア 受領期限 令和6年8月23日（金）（9の入札執行（開札）日の前日（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）必着）

期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

イ 提出先 2の施主に同じ

ウ 提出書類

- ・ 入札書
- ・ 工事費内訳書（別に示す作成例に準じて作成するもの）
- ・ 連絡担当者名刺1枚
- ・ 申請書及び資料

エ 郵送方法

封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

- ・ 中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札

日・入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。

- ・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺1枚、申請書及び資料を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び機関名、入札に係る工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中及び開札日」を朱書きする。

オ くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。

なお、くじ番号の記載がない場合は、「000」とみなす。

- (2) 入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令を遵守すること。
- (3) 入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (7) 入札執行回数は、1回とする。

13 入札保証金

免除する。

14 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事内訳書を公正取引委員会等に提出する。

15 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し

又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付は免除する。

16 請負契約書作成

民間建設工事標準請負契約約款（甲）等により、契約書を作成するものとする。

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の日から7日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管又は電磁的記録を作成し、合意の後、署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払い金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(2)又は(3)については、いずれか一方のみを請求できるものとする。

18 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合

ウ 指定の開札日前日（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）までに到達しない場合

エ 入札書を2通以上提出した場合

オ 入札書を提出しなかった場合

カ 12(1)ウに記載の提出書類が欠けている場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書で示した入札方法等に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において4に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札執行（開札）日までに指名停止措置を受けた者又は他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は、無効とする。

19 落札者の決定方法等

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、(1)によらず落札者とししない。
- (3) 落札者となるべき同一の金額の入札をした者が2者以上あるときは、入札と同時に提出したくじの入力番号に基づくくじにより落札者を決定する。
- (4) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し、電子メールにより連絡をする。

20 その他

- (1) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に専任で配置すること。
- (2) 提出された資料の返却は行わない。ただし、公表することや、無断で他の目的に使用することはしない。
- (3) 落札者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出すること。

ア 工程表

イ 現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書

ウ 施工体制台帳

エ 作業員名簿

オ 施工体系図